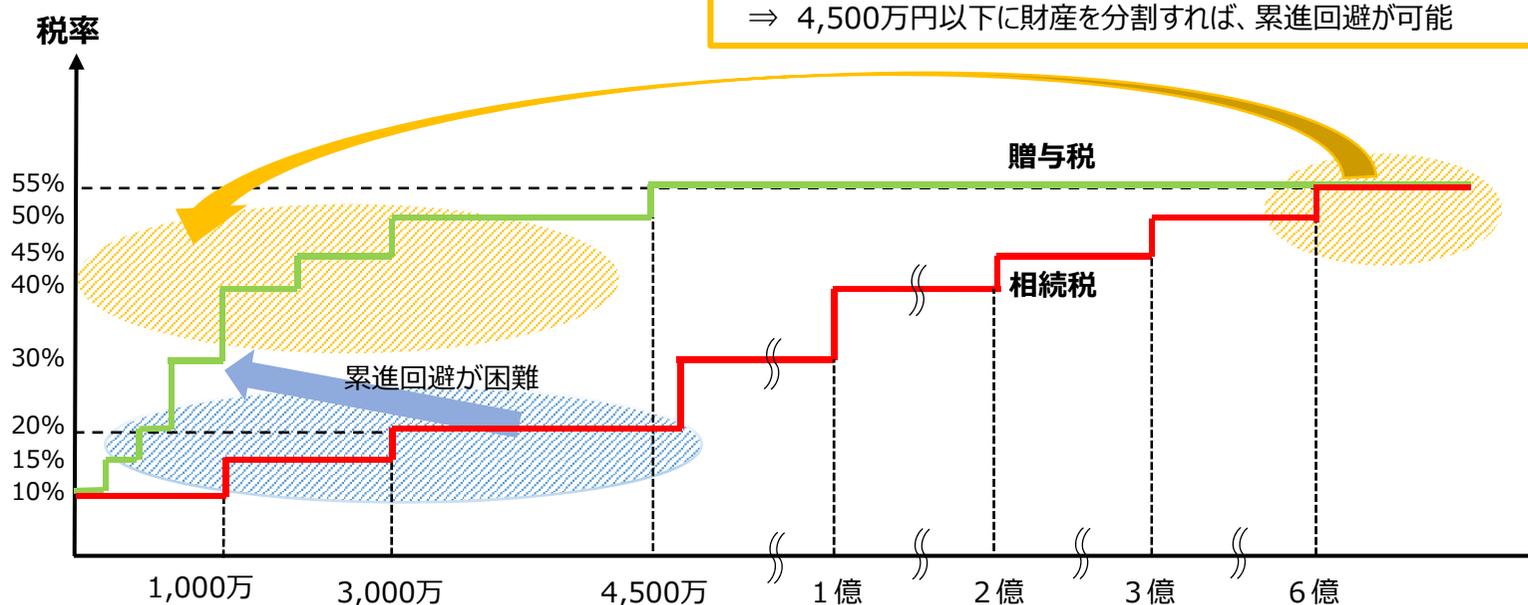


## 我が国の相続税と贈与税の関係

- 我が国では、相続税と贈与税が別個の税体系として存在。贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から、相続税よりも重い税率構造が設定されている。
- 将来の相続財産が比較的少ない層にとっては、相続財産に適用される限界税率に比べ、贈与税の税率構造が高い水準にあるため、分割贈与をしても高い贈与税率が適用される余地が多い（ニーズに即した財産移転であっても贈与税が抑制的に作用）。
- 他方、相当に高額な相続財産を有する場合には、相続財産に適用される限界税率を下回る水準まで財産を分割することで、相続税の累進負担を回避しながら、多額の財産を移転することが可能。

(参考) 相続税と贈与税の税率構造 (イメージ)

例：相続財産（法定相続分）が6億円超（限界税率55%）の場合  
⇒ 4,500万円以下に財産を分割すれば、累進回避が可能



例：相続財産（法定相続分）が4,000万円（限界税率20%）の場合

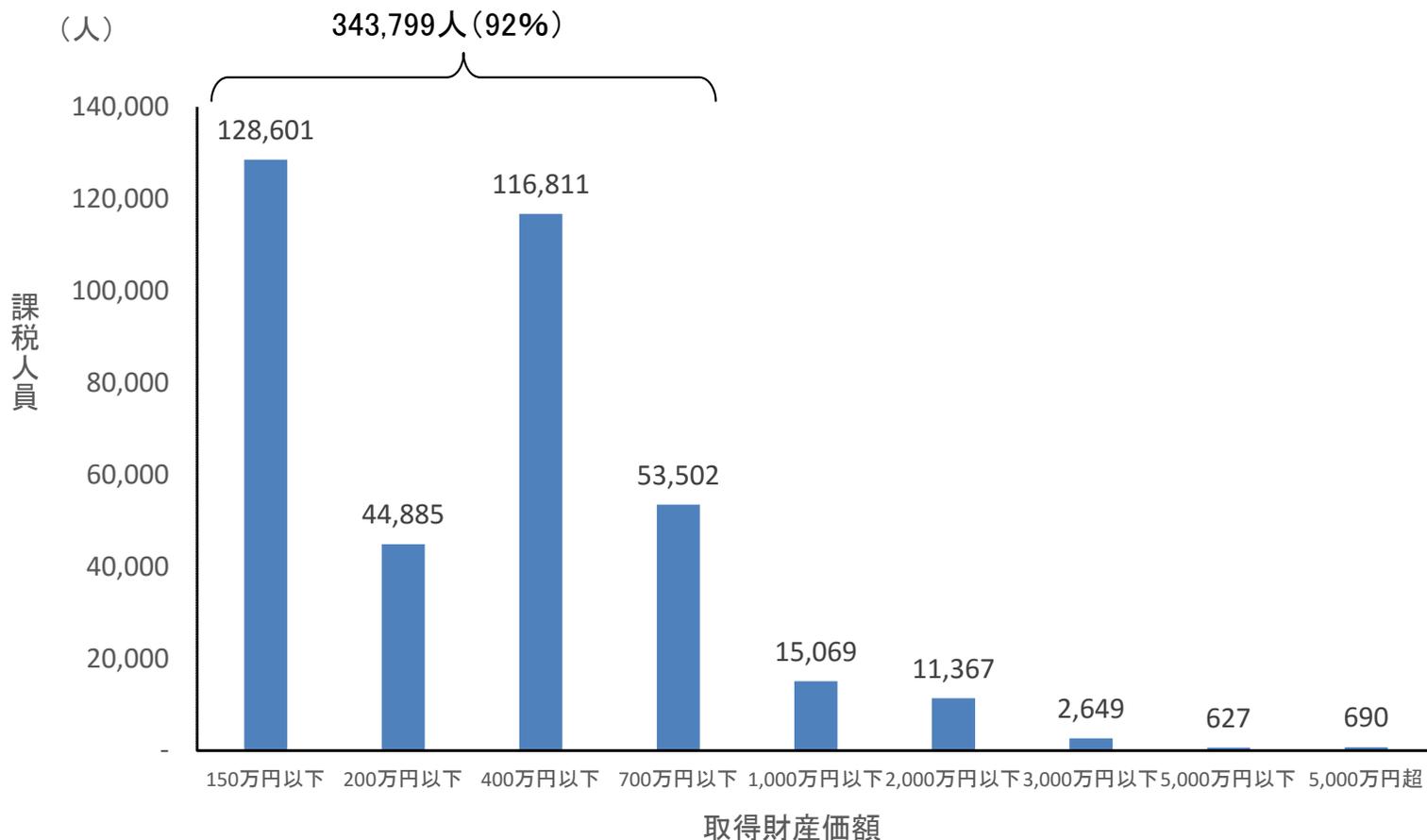
- ・ 財産を1,000万円に分割しても、贈与税の限界税率30%（累進回避は困難）
- ・ 財産を400万円に分割した場合、贈与税率15%（累進回避が可能）

贈与税：課税価格（取得財産価額－基礎控除額）  
相続税：各法定相続人の法定相続分相当額  
（課税遺産総額を法定相続分で按分した額）

## 暦年課税の取得財産価額階級別の課税人員

○ 暦年課税の贈与(37.4万人)は、取得財産価額が700万円以下のもの(限界税率:10%~20%)が約9割となっている。

### 暦年課税の課税人員 (平成30年分)



### ● 贈与税の税率表

税率	課税価格(取得財産価額-基礎控除額)	
	直系卑属	一般
10%	~200万円	~200万円
15%	~400万円	~300万円
20%	~600万円	~400万円
30%	~1,000万円	~600万円
40%	~1,500万円	~1,000万円
45%	~3,000万円	~1,500万円
50%	~4,500万円	~3,000万円
55%	4,500万円~	3,000万円~

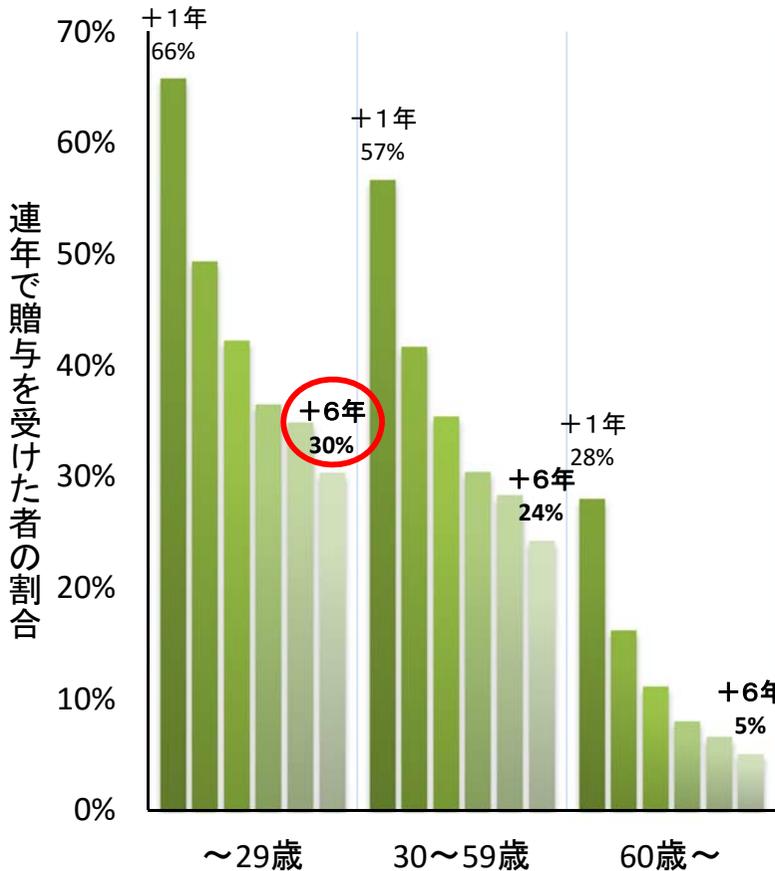
(出所)「国税庁統計年報書」より作成

(注)「課税人員」は、申告義務のある者(住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。)の計数である。

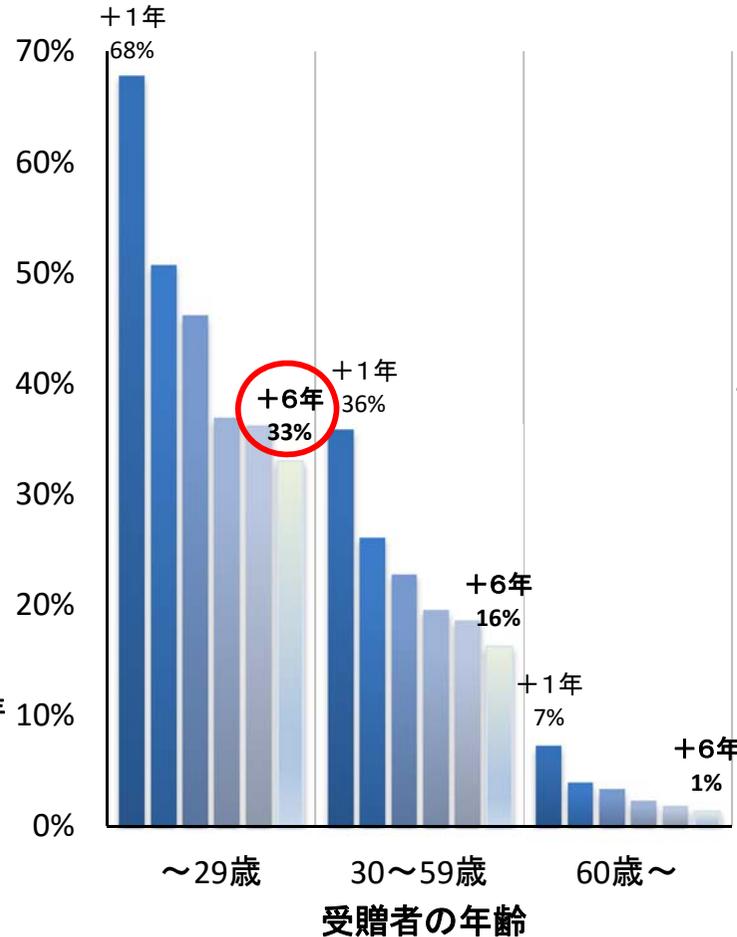
## 連年贈与の状況

- 平成24年分に贈与税の申告書を提出した者※の翌年以降の申告状況について分析したところ、複数年にわたって連続して贈与(連年贈与)を行っているケースが多く見受けられた。
  - 特に、受贈者の年齢層が低いほど連年贈与の割合が高くなっていた。
- ※贈与額が400万円以上の者に限る。

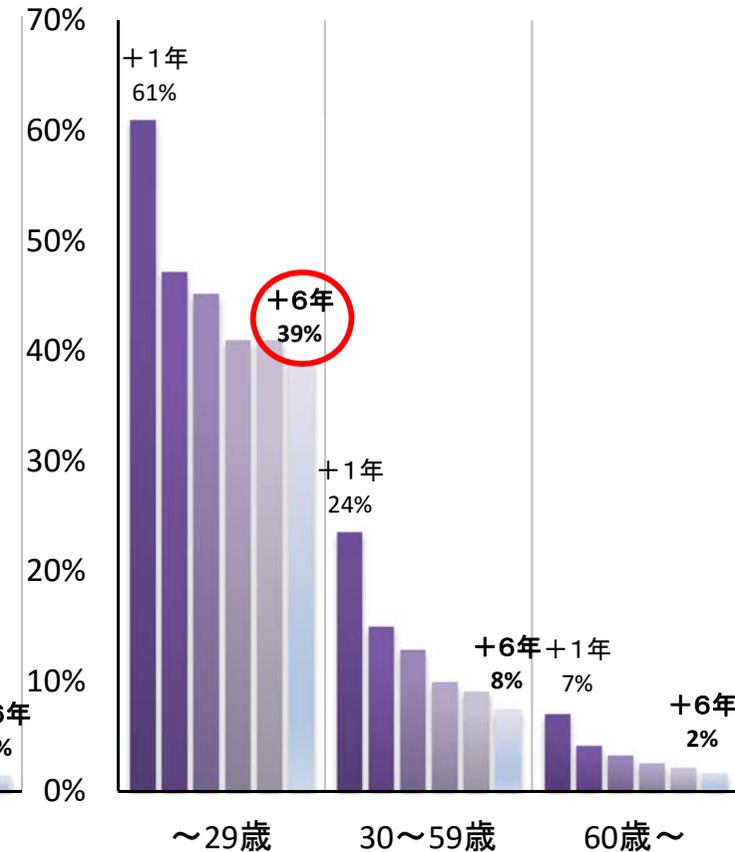
贈与額：400万円～1,000万円



贈与額：1,000万円～2,000万円



贈与額：2,000万円～

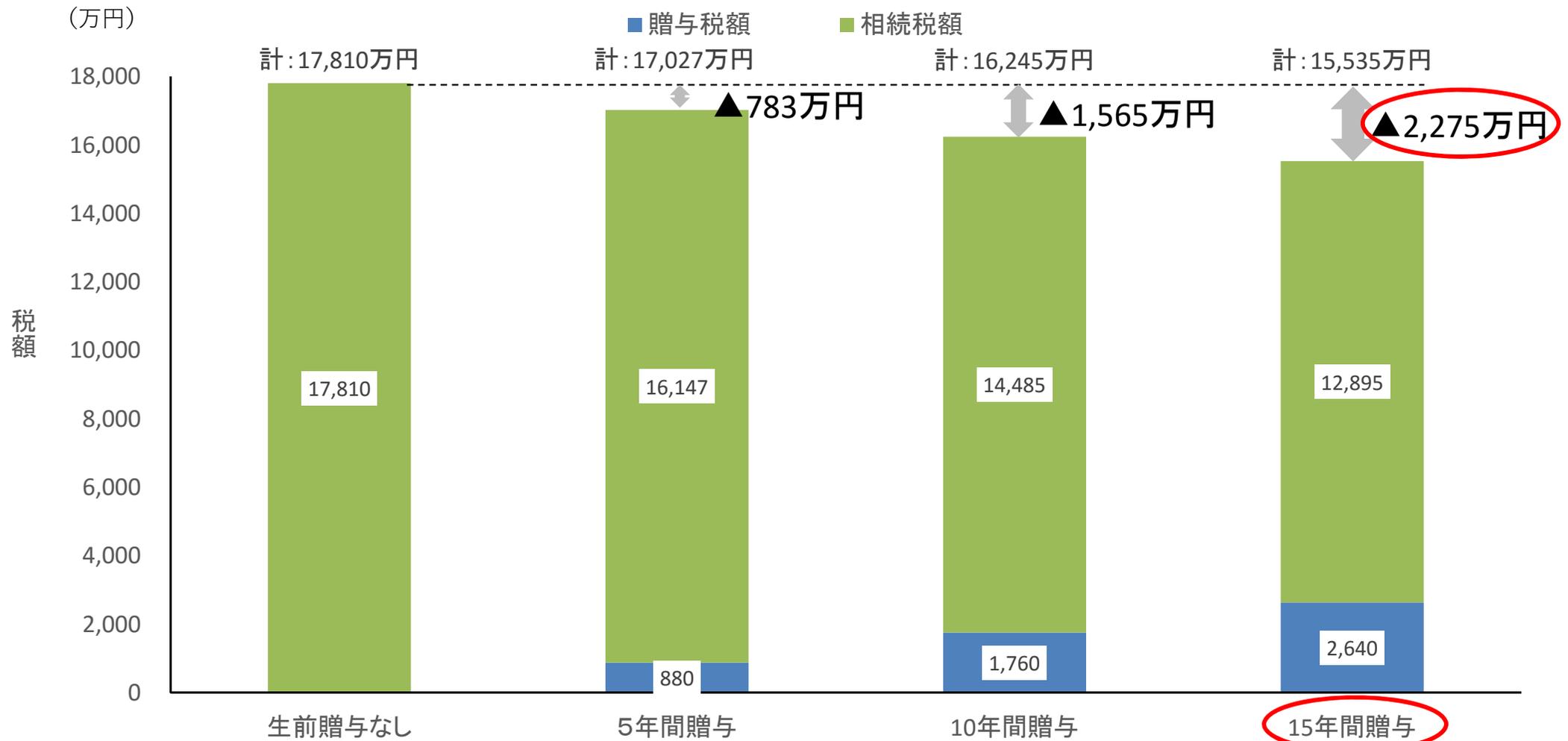


## 連年贈与による税負担軽減の計算例

暦年課税の場合、贈与する期間が長いほど、相続のみで移転する場合と比べ、税負担が減少。

○以下の前提で、各パターンごとに贈与税額と相続税額の合計額を計算。

- ・被相続人（贈与者）の総財産は10億円。相続人は、配偶者・子2名の計3名。
- ・配偶者は、相続により5億円（法定相続分相当）を取得。
- ・子2名は、それぞれ贈与又は相続により計2億5,000万円（法定相続分相当）を取得。
- ・贈与額は、子2名にそれぞれ毎年700万円。



## 相続時精算課税制度について

○ 次世代への早期の資産移転及びその有効活用を通じた経済社会の活性化の観点から、平成15年度に導入

○ 暦年課税との選択制

【具体的な仕組み】

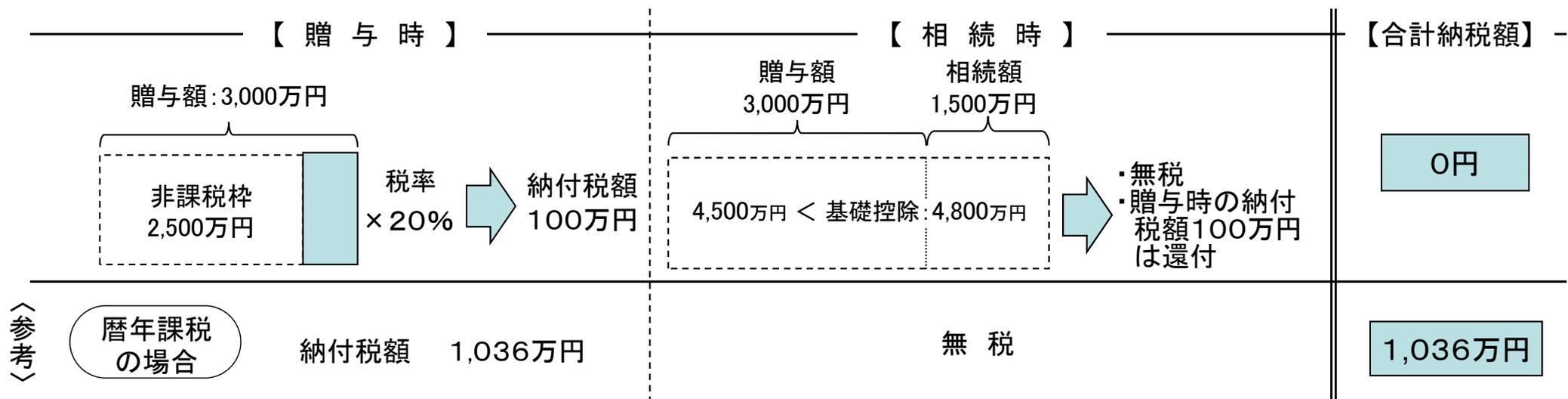
① 贈与時に、暦年課税よりも軽減・簡素化された贈与税を納付

- ・ 贈与額2,500万円までは非課税
- ・ 2,500万円を超えた部分に一律20% 課税

② 相続時に、贈与額を相続財産に加算して相続税を計算し、贈与時に納付した贈与税額は相続税額から控除※

※控除しきれない金額があれば還付

《計算例》3,000万円を生前贈与し、1,500万円を遺産として残す場合（法定相続人が配偶者と子2人の場合）



(注1) 相続時精算課税制度を選択できる場合(暦年課税との選択制)  
※令和4年4月1日以後の贈与については、18歳

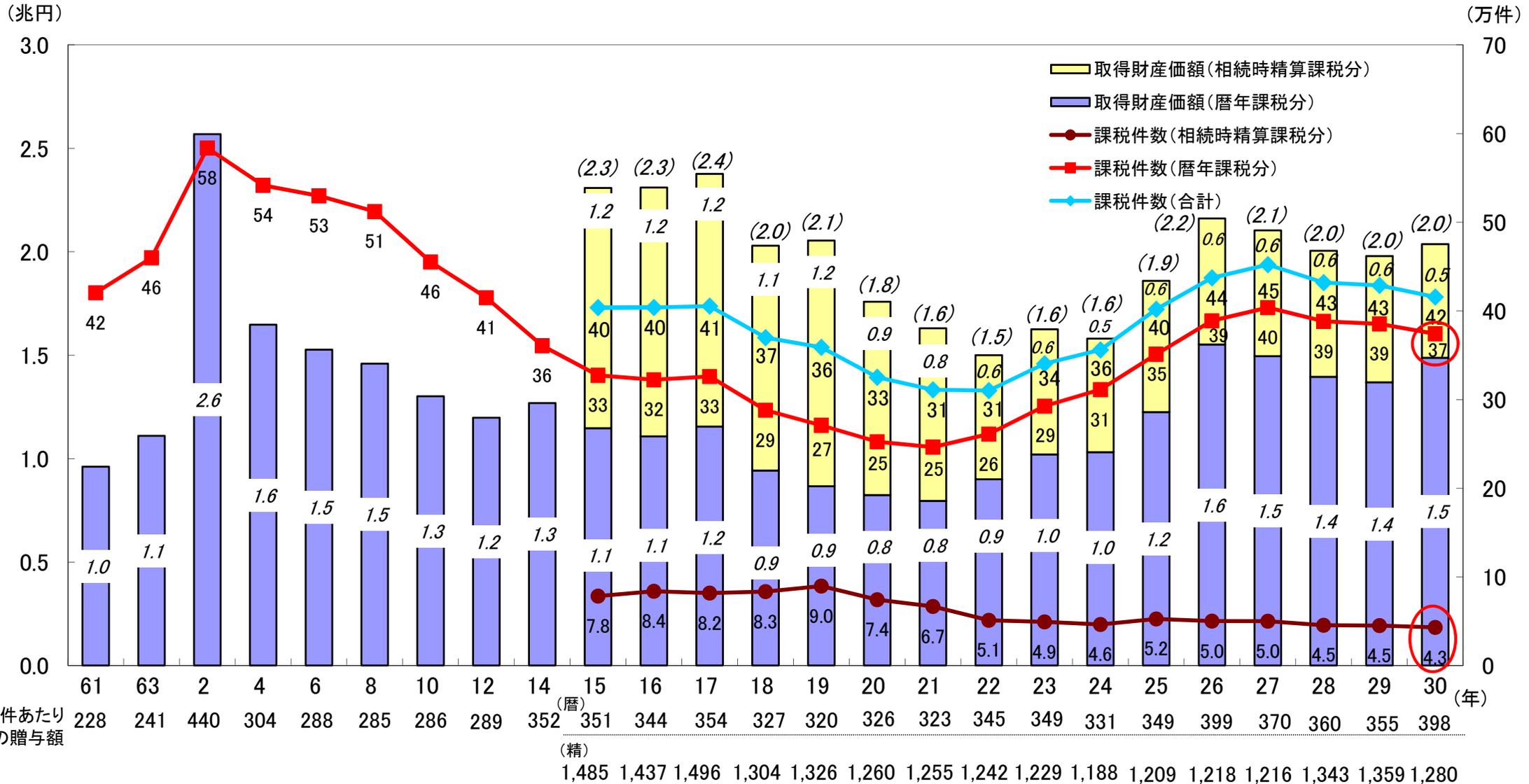
贈与者: 60歳以上の者 受贈者: 20歳※以上の推定相続人及び孫

(注2) 精算課税を選択した場合、暦年課税の基礎控除(毎年110万円)の適用は受けられない。

# 贈与税の課税状況の推移

○ 相続時精算課税制度の導入後、全体の課税件数及び贈与額が増加。

○ ただし、相続時精算課税による課税件数・贈与額は、暦年課税による課税件数・贈与額が増加傾向にある中でも、減少傾向。



(備考)「国税庁統計年報書」による。なお、上記の内、(暦)は暦年課税分であり、(精)は相続時精算課税分である。

(注) 平成21~30年分には、「住宅取得等資金に係る非課税措置」により非課税とされた金額及び本特例により税額が算出されなかった者の件数は含まれていない。

## 第二 令和時代の税制のあり方

### 2. 働き方やライフコースの多様化等への対応

#### (3) 資産再分配機能の適切な確保と資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築

##### ②資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築と格差固定化の防止

経済のストック化の進展に伴い、高齢世代における資産蓄積が顕著となっており、例えば金融資産保有残高は60歳代以上に偏在する状況となっている。高齢化が進んだ結果、「老老相続」が増加しており、相続によっては消費意欲の高い若年世代への資産移転が進みにくい状況になっている。

また、贈与税については、相続税負担の回避を防止する観点から高い税率が設定されているため、生前贈与に対して一定の抑制が働いていると考えられる。平成15年度税制改正においては、暦年課税との選択制として、相続税・贈与税の一体化措置である相続時精算課税制度が導入された。この制度を選択した場合、それ以降の税負担は資産移転の時期の選択によらず一定となるため生前贈与に対する抑制は働かないと考えられるが、必ずしも広く利用されている状況ではない。

諸外国では、相続と生前贈与をより一体的に捉えて課税を行うことで、資産移転の時期の選択に対する税制の中立性を確保している例が見られる。例えばアメリカでは、累積贈与額と遺産額を合わせた生涯の資産移転額に対する累進課税を行うことで、資産移転の時期の選択に中立的な税制となっている。この結果、移転時期を操作することによる累進回避もできず、生涯の税負担は一定である。また、フランスでは15年間、ドイツでは10年間の累積贈与額及び相続財産額について、一体的に累進課税を行う制度となっており、累積期間内では資産移転の時期によらず税負担が一定となる。

我が国においても、こうした諸外国の例を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直し、格差の固定化を防止しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築する方向で、検討を進める必要がある。

他方、資産の早期移転による消費拡大を通じた経済の活性化を図るための時限措置として、各種の贈与税非課税措置が設けられているが、限度額の範囲内では家族内における資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっており、格差の固定化につながりかねない側面がある。機会の平等の確保の観点などを踏まえ、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築していくことと併せて、これら各種の非課税措置のあり方についても検討していく必要がある。

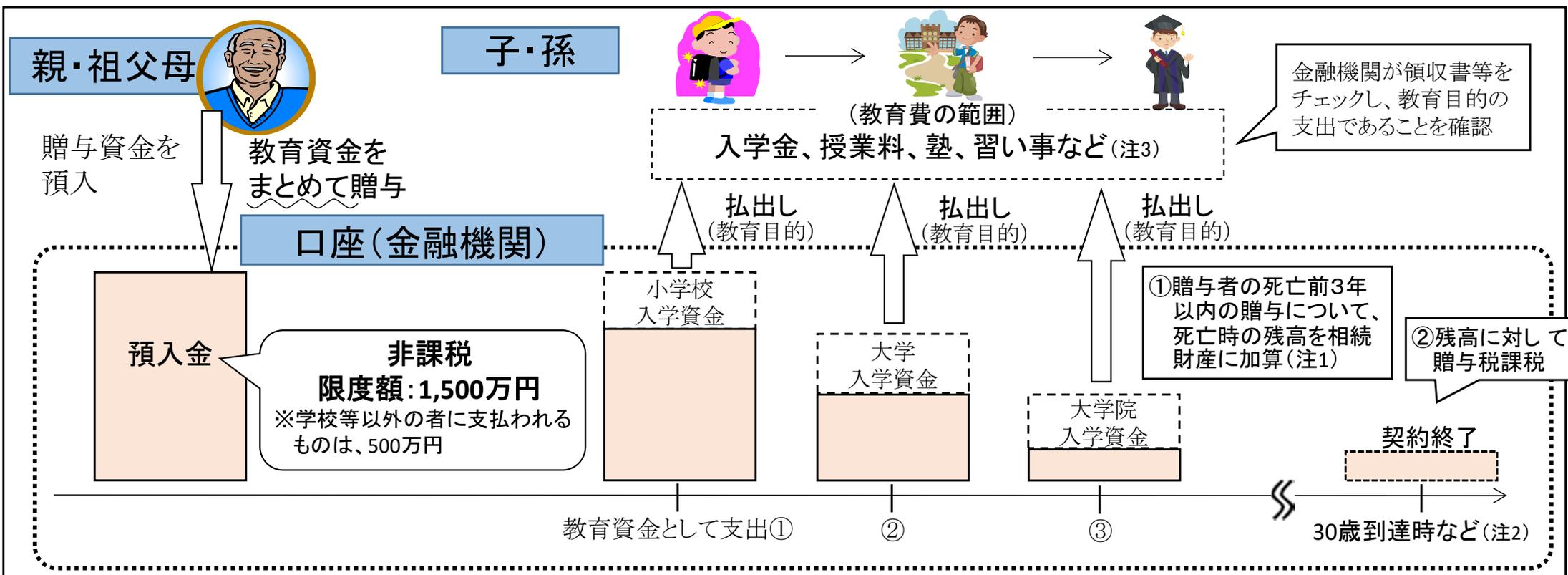
## 2. 相続税・贈与税の現状と課題

### ③ 贈与税の非課税制度

# 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置 (H25・4・1～R3・3・31の措置)

## 制度の概要

- 親・祖父母(贈与者)は、金融機関(信託銀行、銀行等及び証券会社)に子・孫(受贈者)名義の口座等を開設し、教育資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに1,500万円を非課税とする。
- 受贈者:子・孫(0歳～30歳、所得要件:合計所得金額1,000万円以下)
- 贈与者の死亡前3年以内の贈与について、死亡時の残高を相続財産に加算する。(注1)
- 契約終了時(注2)の残高に対して、贈与税を課税。



(注1) 受贈者が、①23歳未満である場合、②学校等に在学中の場合、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合を除く。

(注2) (1)30歳に達した日(上記(注1)②③に該当する場合を除く)、(2)30歳に達した日後、上記(注1)②③に該当する日がなくなった年の年末、(3)40歳に達した日、(4)信託財産が零になった場合において教育資金管理契約を終了させる旨の合意に基づき終了する日、のいずれか早い日

(注3) 23歳以上の受贈者については、①学校等に支払われる費用、②学校等に関連する費用、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用に限定。

(参考) 令和2年3月末時点の信託の利用実績 契約件数:23万11件、信託財産設定額:約1兆6,702億円

# 教育資金贈与信託の受託状況

- 利用実績は、延べ230,011件、1.67兆円。
- 新規契約数は、経済対策として導入された当初よりも減少し、足元1年間で9,413件、0.08兆円（R2.3時点）。

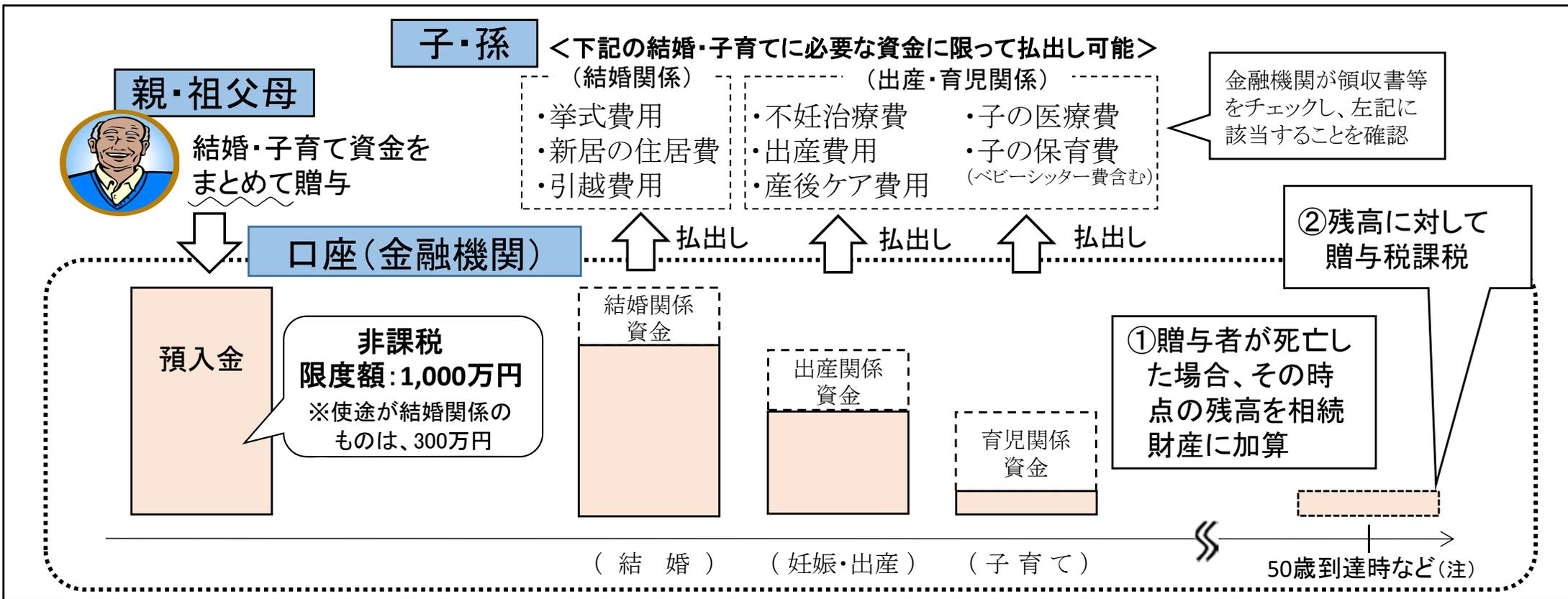


(注)信託協会公表の実績による。

# 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置（H27・4・1～R3・3・31の措置）

## 制度の概要

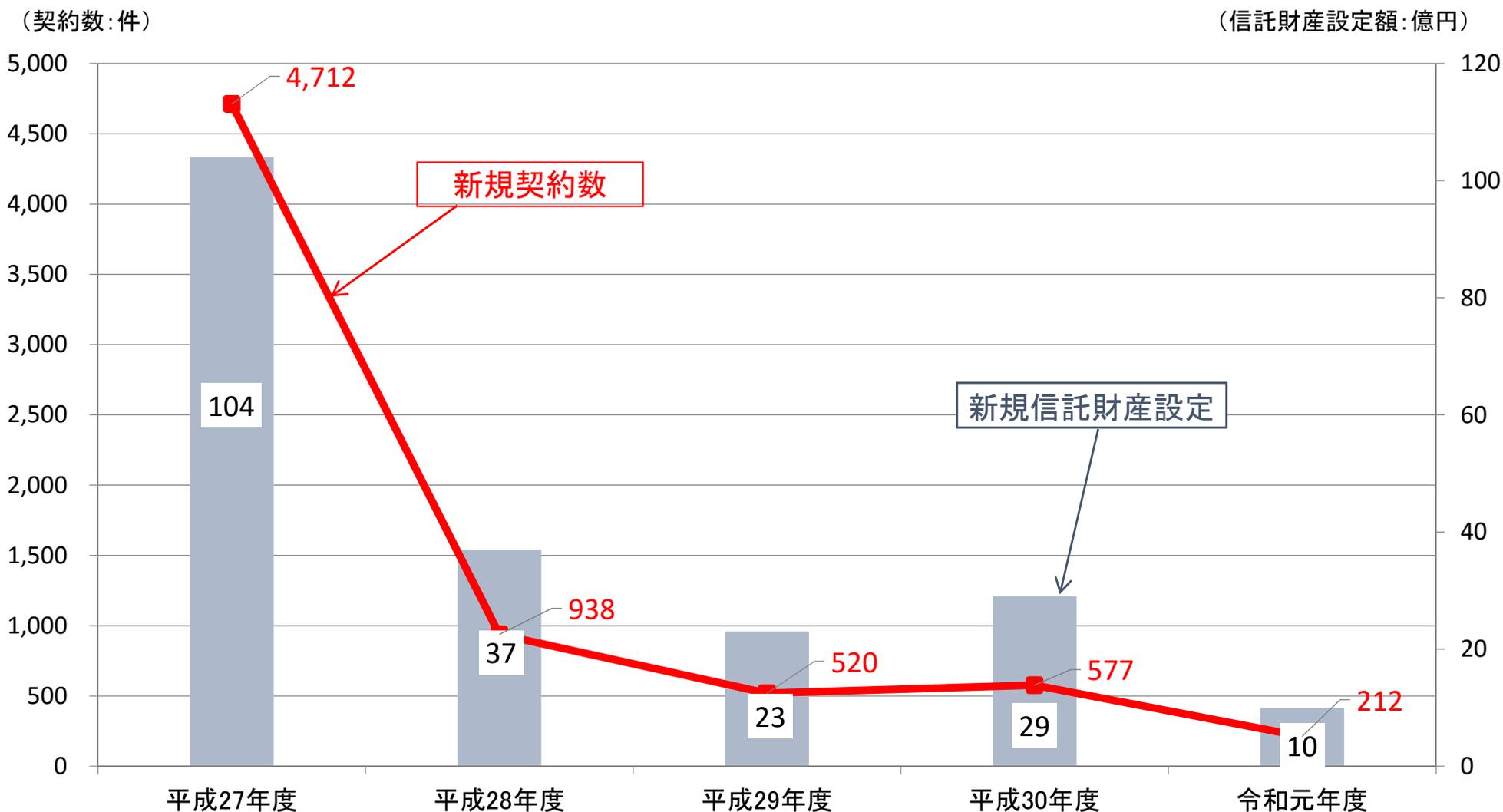
- 親・祖父母（贈与者）は、金融機関（信託銀行、銀行等及び証券会社）に子・孫（受贈者）名義の口座等を開設し、結婚・子育て資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに1,000万円を非課税とする。
- 受贈者：子・孫（20歳～50歳、所得要件：合計所得金額1,000万円以下）
- 贈与者死亡時の残高を相続財産に加算する。
- 契約終了時（注）の残高に対して、贈与税を課税。



（注）(1)50歳に達した日、(2)信託財産が零になった場合において結婚・子育て資金管理契約を終了させる旨の合意に基づき終了する日、のいずれか早い日  
（参考）令和2年3月末時点の信託の利用実績 契約件数：6,959件、信託財産設定額：約203億円

## 結婚・子育て資金贈与信託の受託状況

- 利用実績は、延べ6,959件、203億円。
- 新規契約数は、経済対策として導入された当初よりも減少し、足元1年間で212件、10億円(R2.3時点)。



(注) 信託協会公表の実績による。